

京都市営保育所

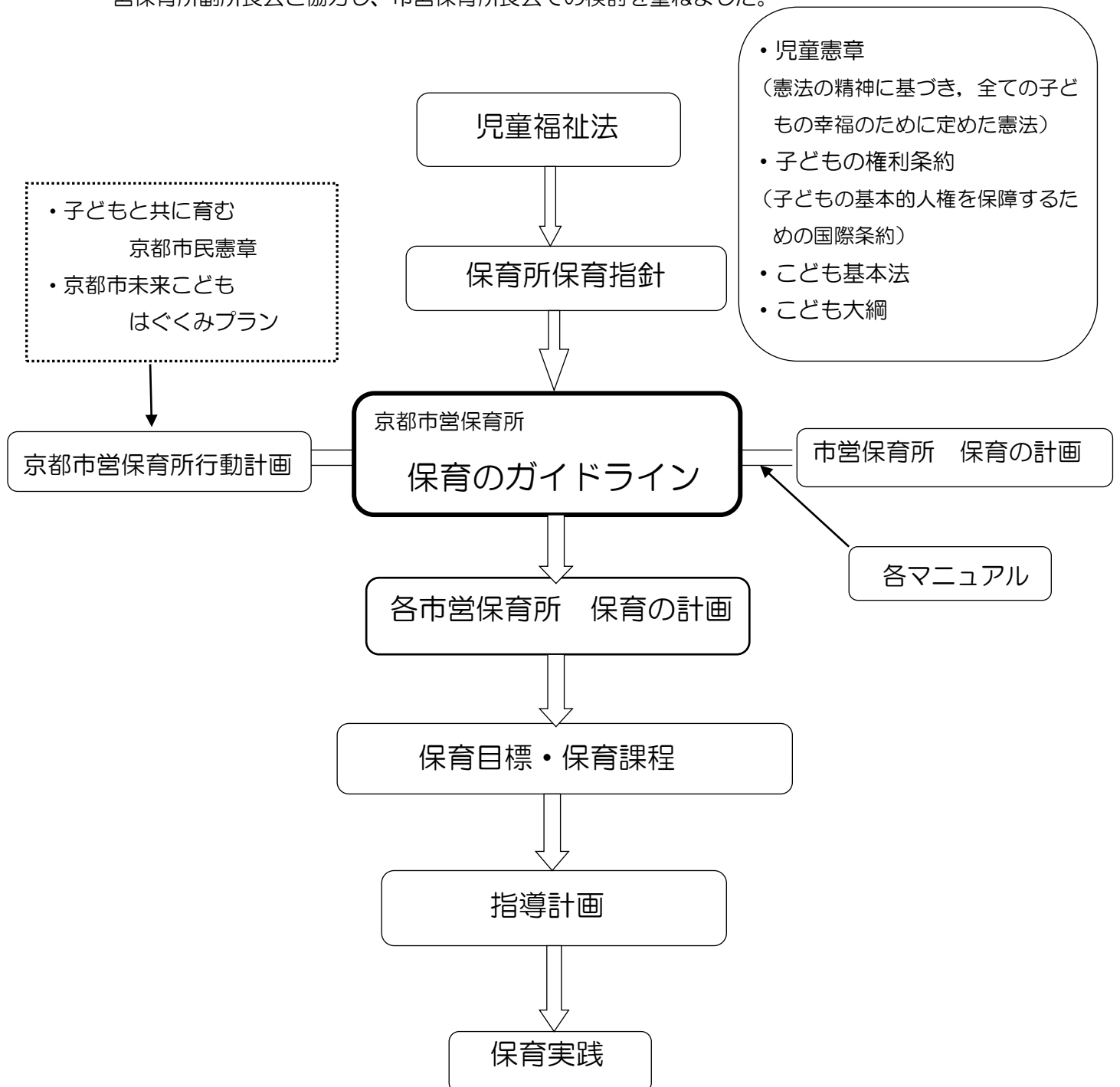
保育のガイドライン

京都市営保育所長会

はじめに

本ガイドラインは、京都市が制定した「子どもと共に育む京都市民憲章」の理念に基づき、京都市未来こどもプラン（市町村行動計画（後期行動計画））のもと平成24年度の京都市営保育所長会の研究会が作成した、「京都市営保育所 行動計画」の実現に向け、市営保育所における「保育の質の向上」の取組の基本となる事項をガイドラインとして定めたものです。

なお、作成に当たっては、所長会に作成グループを設置し、保育所保育指針を基に、市営保育所副所長会と協力し、市営保育所長会での検討を重ねました。



目 次

I	保育所の役割と保育理念	1
1	京都市の保育を取り巻く現状	
2	保育所の役割	
3	保育理念等	
II	実践内容	4
1	保育の基本姿勢	
2	生活とあそび	
3	保育環境	
4	障害のある子どもの保育	
5	養育困難ケースの対応	
6	小学校との連携	
III	保育における子どもの健康づくり	9
1	保育所給食	
2	体づくりと健康管理	
IV	保育上の安全確保および危機管理	13
1	危機管理の重要性	
2	日常保育における安全管理	
3	子どもの出欠状況の把握と安全確保	
4	プライバシー保護と情報管理	
5	防災について	
6	防犯について	
7	緊急時の連絡体制	
V	入所児童の保護者との連携・協力	15
1	保護者とともに	
2	保護者への情報提供と説明	
3	保護者からの意見、要望等	
VI	地域の子育て家庭への支援	16
1	地域子育て支援事業	
2	地域子育て支援拠点事業	
VII	保育の質の向上	16
1	保育内容	
2	各種研修	
3	保育所巡回指導	
4	保育の計画	
5	保育所評価	
VIII	災害時の市営保育所の役割	19

I 保育所の役割と保育理念5

1 京都市の保育を取り巻く現状

(1) 保育所入所状況と保育サービス

保育園・所、認定こども園、地域型保育所入所児童数の推移、民営保育園が約9割強、市営保育所は1割にも満たず、保育を必要とする多くの乳幼児を民営保育園等が受け入れています。また、昭和25年に設置され、乳児の受入先として大きな役割を担ってきた昼間里親制度は、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行開始に伴い、小規模保育事業所に移行しました。認可外保育施設は、令和7年5月現在、設置届数217です。

ア 京都市の保育園・所、認定こども園、地域型保育事業所の箇所数の推移

(各年5月1日現在)

年度	31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
市営保育所	15	14	14	14	13	13	13
民営保育園 (うち、認定こども園)	268 (47)	269 (51)	273 (58)	275 (62)	275 (66)	279 (83)	284 (96)
地域型保育 事業所	131	136	136	133	131	127	124
合計	414	419	423	422	419	419	421

(ア) 地域型保育事業所には、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を含む

(イ) 昼間里親は平成27年度から小規模保育事業所に移行

(ウ) 小規模保育事業所には「旧昼間里親」、「旧グループ型小規模保育」及び「旧保育所実施型家庭的保育」を含む。以下同様。

イ 就学前児童数の推移

(各年4月1日現在)

年度	31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
就学前 児童数	62,197	60,792	58,391	55,543	53,078	50,217	47,658
入所 児童数	31,478	31,300	30,682	29,949	29,299	28,452	27,741
就学前児童数に 占める割合(%)	50.6	51.15	52.5	53.9	55.2	56.7	58.2

ウ 保育サービス実施箇所数

(各年5月1日現在)

	保育所定数	夜間保育	一時預かり	休日保育	病児保育
民営保育園	284	8	63 (休止中 14園含む)	7 (休止中 3園含む)	10
市営保育所	13	0	5	1	0

(2) 保護者の現状

平成30年度に行った「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」の結果では7割の保護者が子育てを楽しんでいる一方で、不安に感じる内容としては、教育費や子どもの将来についてが上位を占めています。また半数以上が子育てについて地域に支えられているという結果が出ていますが、コロナ禍においては子育て家庭の孤立化がより顕著に現れました。

一方、日本経済は上昇傾向にはあるものの、物価高騰のあおりもあり格差拡大を受けて相対的貧困率は増加し「子どもの貧困」は深刻化しています。また就労形態が多様化し就労を希望する母親が増加している現状があります。

ひとり親家庭や、親が心身の病気を抱えている家庭、経済的に厳しい生活を送っている家庭等が増えている現状も加わり、児童虐待についての相談・通告件数、認定件数共に大幅に増えています。子どもの命にかかわる重大な人権侵害である児童虐待に対して早期発見・早期対応が喫緊の課題になっています。

2 保育所の役割

保育所は、保育を必要とする乳幼児にとって、「最もふさわしい生活の場」として、一人一人を大切に丁寧な保育を提供します。また、入所児童の保護者や地域の子育て家庭の支援を視野に入れ、地域のさまざまな社会資源との連携を図りながら、地域に開かれた保育所として、子どもの成長に欠かせない保育の場を確保し、地域の子育て力の向上に貢献する役割を担います。

また、今日、子どもの生活環境や保護者の子育て力、地域の子育て環境は大きく変化し、保育へのニーズも複雑化しており、保育所の果たす役割は多様化してきています。保育所はこの現状を踏まえ、その役割に十分応えていくために、保育の質の向上を図るとともに、周辺地域の子育て支援の拠点となるよう努めます。

3 保育理念等

(1) 保育理念

乳幼児期は、人間形成にとって極めて重要な時期です。市営保育所は児童福祉法

及び保育所保育指針と、児童憲章及び児童権利宣言、児童の権利条約等に示された保育の基本理念に基づき、子ども一人一人の最善の利益を図るとともに、保護者の子育て支援を目指して保育に当たります。

(2) 保育目標

乳幼児は心身ともに目覚ましく成長していく可能性をその内に秘めています。一人一人の子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出し、周囲と共に生きる心の基礎を培うため、次のような保育の目標を掲げます。

以下の項目は決して一つひとつを取り上げて保育を行うものではありません。保育者が子どもを大事に思う心で、共に遊び、共に喜び、共に悲しみながら日々培ってきた子どもとの関係性、いきいきした様子のある保育の営みを作り上げる中で、子どもたちが育っていくものです。

- ア 配慮の行き届いた環境の下、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの思いを受け止め、それに応えることによって、生命の保持と情緒の安定を図り、信頼感と安心感の中で自己を肯定する心（自分を大事と思う心）を育てる。
- イ 健康や安全、食事、身辺などの自立に向い、生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、生活を楽しみ心身の健康を喜ぶ心を育てる。
- ウ 周りの人に関わり、仲間と仲良く遊ぶことを通して、物事に意欲的に取り組む心、自己を主張する心、人に対する信頼や人の気持ちを尊重する心を育て、それによって自主・自立及び協調の態度を養い、共に生活する姿勢を培う。
- エ 身近な環境に関わる中で、生命の不思議さや大切さに気づき、自然や社会の出来事に興味や関心を持つ心を育てる。
- オ 保育者や仲間と生活する中で、言葉への興味や関心を育て、言葉によって自分の気持ちを素直に表現したり、相手の話を聞いたり、相手の話を理解したりすることが楽しいと思う心を育てる。
- カ 見る、聴く、身体を動かす、絵を描く、歌う、演奏するなど、さまざまな体験を通して、豊かな感性や表現することを楽しむ心を育てる。

加えて保育所は、入所する子どもの保護者のみならず、地域の子育て家庭の保護者に対して、保育所の環境を活用し、保育士等の専門性を生かしながら、子育て不安を緩和し、安心した家庭生活が営めるように支援することを目標とします。

(3) 保育課程

「市営保育所の保育の計画（全体的な計画）」に基づき、保育所ごとに「保育課程」を盛り込んだ「保育の計画（全体的な計画）」を作成し、質の高い保育実践を展開します。

Ⅱ 実践内容

保育は、まずは保育士等が子ども一人一人の思いを受け止め、そこで抱いた保育士等の思いを子どもに返すことを通して、子どもの主体としての心を育てることをその基本とします。そして子ども一人一人の発達過程に応じて、基本的生活習慣や社会性を身につけ、自分の思いを自分らしく表現できるようになるため、次のことに留意して保育を進めます。

1 保育の基本姿勢

- (1) 子ども一人一人の主体としての思いや願いを受け止めること。
- (2) 子どもの生活リズムを大切にし、健康的で安全で安定した生活ができる環境を用意すること。
- (3) 個人差に配慮しながら、一人一人の発達過程に応じて保育すること。
- (4) 友だちと仲良くする心、相手を尊重する心を大切にし、集団活動を効果あるものにするよう援助すること。
- (5) 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、乳幼児期にふさわしい体験が十分に得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- (6) 一人一人の保護者の状況やその意向を受け止め、さまざまな機会を捉え、適切に支援すること。
- (7) 保育にあたり知り得たさまざまな個人情報、正当な理由なく外部に漏らすことがないように、守秘義務を遵守すること。

2 生活とあそび

(1) 生活について

一日のほとんどを過ごす保育所は、子どもたちの基本的な生活の場となります。その中で、食事、睡眠、排泄、衣服の着脱、清潔など、生命を保持し、心身の成長発達には欠かせない営みが行われています。生理的欲求が満たされ、健康で心地良く過ごすことを大切にした保育を行います。

ア 生活リズムと日課

快適な生活を保障する為に、家庭での生活を含めた24時間を見通し、子どもが安心して安定した情緒を持って過ごせることを大切にします。環境設定に配慮しながら、一人一人の生活の流れを把握した日課を保障します。この日課の中で、活動ごとに子どもが自ら満足感を持って活動を終え、次の活動へと気持ちを切り替えて向かえるように、子どもの気持ちに寄り添うことを大切にします。また、遊び、食事、休息（午睡）の生活時間の設定については、個々の生活リズムに合わせて行います。

日課は、子どもが主体となり、見通しを持ち、意欲的に生活や遊びが繰り返され

るように組み立てます。

イ 生活習慣の自立

生活習慣の自立は、食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など、自分で身の回りのことがひと通り出来るようになることです。

乳児期においては、特定の大人との信頼関係の中で生理的欲求が十分に満たされ、心地良い環境の下で過ごすことで情緒の安定を図ります（少しずつ安心して過ごすようになり、やがて遊びにも意欲的になります）。また、子どもの思いを受け止めて待つことで、子どもの自律（自分を律する）、自己をコントロールする力を育てることを大切にします。これらにより成長と共に生活面において自分で出来ることが増え、そのことに喜びを感じるようになります。情緒が安定し、生活面でも自立した子どもは、発達と共に集団の中でも、自ら周囲の環境に対して主体的に興味を持って関わっていくようになります。

生活に必要な基本的生活習慣を身につけることは、子どもが自分の生活を主体的に生きる基礎となります。その力をもとに、大人や友だちなど、周囲の人との関係の中で社会性が育つことを大切にします。

(2) 遊びについて

遊びは子どもにとって主体的な活動であり、人として成長していくためのあらゆる要素が含まれています。子どもが「ワクワク」「ドキドキ」して、「もっとやりたい」「試してみたい」などの意欲を引き出せるよう、様々な遊びを提供します。

保育士が仲立ちをすることで、子どもは自らの世界を広げ、様々な遊びを子ども同士で楽しめます。成長するに従い、好んで友だちと一緒に遊び、一人遊びから集団的な遊びへと発展し、仲間の一人であることを自覚し、友だちと一緒に活動する楽しさを経験できるよう関わります。

乳児期では、好きな遊びにじっくり取り組む中で子どもの「自分で」「いや」などの自己主張を大事にし、自分の思いを表現することを促します。友だちとの関わりを通し玩具を取り合うなど、自分の思い通りにならない時や、自分の思いを言葉にできない時、保育士が子どもの思いに寄り添い、その気持ちを言葉で言い表したり、補ったりを繰り返すことにより、子ども自らが自分の思いを言葉にして伝えられるようにします。

幼児期では、様々な共感やぶつかり合いを繰り返しつつ、仲間と過ごすことの喜びや楽しさを感じられるようにしていきます。一緒に遊ぶためには、自分のことだけではなく、友だちの気持ちも受け入れなければならないことに気付き、自分の気持ちに折り合いをつけ、友だちとの豊かな関係を育んでいけるよう見守ります。子どもたちが自己形成できたり、自己肯定感を持てるようになったり、友だちとの関わりを学べるように促します。

子どもが「おもしろい」と思う遊びには、個々の興味や関心や年齢によっても違いがあります。子ども一人一人が自ら興味を持ち主体的に遊べるよう、保育士の関わりや援助等の人的な環境、遊具・玩具等の物的な環境を考慮します。

(3) 異年齢の関わりについて

少子化が進み、兄弟の数が少なくなり、地域からも異年齢集団が消えていく中、意図的に異年齢の関わりを増やす取組は重要になってくると考えられるため、異年齢保育に取り組みます。

年齢にこだわらず幅を持たせた保育を行い、より一人一人の育ちに寄り添った保育を目指します。いろいろな友だちと関わることで、人とつながる力をより育み、“まねる”ことから学んでいきます。異年齢の関わりの中では“まねる”ことが自然に経験でき、子ども同士で影響し合い、高めあっていきます。また、“この年齢ならできてあたりまえ”というプレッシャーが少なく、安心して自分を出し、自分で居場所を見つけ、安心して過ごせ、甘えることができ、困った時に“助けて”と言える力になります。そして、“自分はこれでいいんだ”という自己肯定感につながります。

0歳児から5歳児の保育の中で、就学前の姿を見通しながらどのように育てたいかを保育所全体で考え、子ども一人一人の育ちの過程を見据えた活動ができるように環境を整え、支援し、子どもたちが人とつながることを心地よいと感じられるように働きかけをすることを大切に保育する必要があります。また、保育士が年長児のよいモデルになり、年長児とともに日々の生活や遊びを作ることも大切です。

(4) 食育について

乳幼児期は心身が著しく発達する時期であり、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、また、子どもの健康保持や増進のために「食」は大変重要です。

保育所では、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として策定された新「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」に基づき、食育を総合的・計画的に推進します。保育所保育指針に示された「保育課程」とこれを具体化した「指導計画」の中に食育計画を位置づけ、各保育所の創意工夫をもとに食育を推進します。

子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、味わい、また、仲間と共に食事を楽しめるように、クッキング活動など豊かな食の体験ができる環境を作ります。

また、保育士が子どもと同じ給食を食べること（保育指導食）で、食べ物の味わいや香りなどを共有し、その表現の仕方を知らせます。身近な人と一緒に食べる楽しさを味わうことや食事にあった食具の使い方、気持ちよく食べるためのマナーを大人の姿を通して身につけ、子どもたちのスキルやマナー、食物への関心を深めま

す。

3 保育環境

保育の環境には、保育士や子ども等の人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがあります。保育所はこうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が安定し豊かなものとなるよう計画的に環境を構成し工夫することが大切です。

(1) 人的環境

保育所は、子どもが日中の大半を安心して過ごすことができる第2の家庭のようなところです。決まった大人が自分の世話をしてくれるということは、その大人をモデルとして学んでいくためには大切なことです。大人の側からしても、一人の子どもを理解するうえで継続的に関係を保っていくことで、よりその子どもを理解することができます。言葉で伝えるということができない子どもにとっては、自分の思いを理解し、受け止めてくれる人が常にそばにいてくれることを通して、人に対する信頼感をもつことができます。この「人に対する絶対的な信頼感」を築くことができると、やがて「人と良い関係を結ぶ」ことを喜びと感じられるようになります。日常的な生活の中で、大人を観察し模倣することによって、社会生活を営むために必要な力を身につけていきます。

ア 人との信頼関係の基礎を育てるために「育児」においてはなるべく同じ保育士が世話をする「育児担当制」をとり、一人一人の成長や発達に合わせて、丁寧に関わります。

* 育児担当制については、市営保育所長会作成の「乳児の育児行為への保育士の丁寧な関わりについて」及び「育児行為の指導のポイント」に記載しています。

イ 子どもが周囲の大人や友だちに関心を持ち、子ども自らの関わりが促されるように、子どもの思いに共感し、互いの思いを言葉により代弁するなど仲立ちとなって、子どもたちが徐々に相手の思いに気付いていけるようにします。

ウ 身近な友だちとの関わりを深めるとともに、同年齢の子ども、異年齢の子ども、保育士等や地域の様々な人と関わる機会を作ります。

エ 子どもに関わる大人は、自身が子どもにとって最も身近な人的環境であるとともに、モデルであることを自覚し、自らが様々な人とのより良い関わりを築きます。

(2) 物的環境

保育所は子どもが長時間生活する、「温かなくつろぎの場」であり「生き生きと活動できる場」となることが必要です。また子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいけるようにするとともに、一人遊びや少人数での遊びに集中したり、ほっとくつろげたりする時間と空間を保障していきます。

ア 室内環境

- (ア) 保育室は家庭的で温かい雰囲気を作ります。
- (イ) 子どもたちが「考える」「聞く」「見る」「人と関わる」などの人として生きていく上で必要な力を得るために、子どもの興味や関心に応じた活動を主体的に選んで取り組める遊具や玩具を使いやすく配置し、時間的にも空間的にも遊びを保障します。
- (ウ) 自分で選ぶ、自分で「～シタイ」等の、子どもの主体性を引き出すための保育環境の設定を行います（常設の遊び空間を設け、自分で選んで遊べるような設定の工夫や、玩具を自分で選択し、手に取れるような工夫）。
- (エ) 複数の友だちと遊べる遊具やコーナーなどの設定をして、物の配置や子どもの動線に配慮します。
- (オ) 子どもが自分の興味や関心に応じた活動を主体的に取り組むことができるよう、室内には積み木、ゲーム、パズル、絵本やままごと、物作りのための道具と材料などの環境を整えます。
- (カ) 保育室に植物や装飾物など、季節感を取り入れます。
- (キ) 掲示物、装飾などは、子どもにとって刺激が強くないようにします。

＊ 室内あそびの環境構成については、市営保育所副所長会作成の「京都市営保育所における室内遊びの環境構成」に記載しています。

イ 園庭環境

- (ア) 命と出会い、命の大切さを感じたり感性を育てたりするために、栽培や飼育、自然との触れ合いができるように整えます。
- (イ) 「空間」と「土・水・植物などの自然」、「砂場や固定遊具・様々な玩具や道具」を準備します。

4 障害のある子どもの保育

保育所が持つ機能を積極的に発揮し、障害のある子どももいない子どもも共に生活する中で、共に育ちあう保育を目指します。

障害のある子どもについては、発達してきた過程や心身の状態を把握しながら、子ども一人一人のニーズに応えることによって、子どもが生きていくのに必要な心身の育ちを図ります。

また、障害のない子どもについては、共に生活することにより障害のある子どもに対する理解が深まり、ひいては人間として成長していく上で、互いに認め合い、尊重しあい共に生きていくという心を育てます。

障害のある子どもの保育にあたっては、子どもがいきいきと意欲的に生活しているかどうかを把握し、個別に子どもの状態をよく観察し、適切な配慮や援助を行い、専

専門家による指導、援助を受けるなど、保護者、保育士、専門家間の密接な連携をとります。さらに、子どもの育成について保護者と十分に話し合い、理解しあって信頼関係を築き、協力して保育します。

障害児と認定された子どものみならず、支援の必要な子どもに対しても同様に、一人一人の状態を把握し、専門家の助言も活かしながら、その子どもに応じた保育の手立てを探り、支援します。

また、児童福祉センターをはじめとする療育機関や様々な機関と連携を取り保育にあたります。

5 養育困難ケースへの対応

虐待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家庭に対する適切な対応は、子どもの生命の危機、心身の障害の発生防止に大きくつながります。

保育士は専門職として、子どもの虐待を未然に防ぐため、また、早期発見のために日々入所児童の観察とその保護者との関わりの中で、どんな小さなサインも見逃さないよう心がけます。児童虐待の防止等に関する法律の施行後、発生予防、早期発見、早期対応、保護などが強化され、虐待を受けたと疑われる場合も通告の義務が課せられています。不適切な養育や虐待などの疑いのある子どもや気になる子どもを発見した時は、速やかに関係機関に連絡し、連携を密にして子どもの保護や保護者への対応にあたります。

また、虐待が疑われるケースや虐待ケースは、継続的に児童相談所や各区・支所の子どもはぐくみ室と連携を取り情報交換を行います。

6 小学校との連携

保育指針で示されている「小学校との連携」において、小学校教育との円滑な「接続」を図るため、保育所での遊びの中から学んできた子どもの日々の姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を捉え、成長の個人差を配慮しながら小学校と連携して取り組んでいきます。

Ⅲ 保育所における子どもの健康づくり

1 保育所給食

保育所における食事は、保育の一部であり、食習慣の基礎を育むのに大変重要な役割を持っています。安全かつ衛生的な食事作りを基本とし、心身の成長、発達が盛んな子どもに十分な栄養を与えることが必要です。

また、食事環境を整えたり、作り方、盛り付け、配膳に工夫を凝らしたり、食事のマナーや栄養の知識を与え、子どもがおいしく食事ができるように取り組みます。

(1) 栄養計画（給与栄養目標量）

給与栄養目標量は、食事摂取基準（2020年版）を活用して、毎年幼保総合支援室で定めます。

1～2歳児、3～5歳児それぞれについて1日の摂取目安量を算出し、その45%を保育所（給食・おやつ）で補うものとして給与栄養目標量を決定します。延長おやつは、これとは別に、家庭での夕食状況等をふまえながら各所で決定します。

（2）献立作成の流れ

毎月、幼保総合支援室で作成する献立を基に、各保育所独自の食育の取組や行事等について食育会議で検討し、保育所献立を決定します。

（3）献立の内容

毎月ごとに、2週間サイクルの献立とします。

旬の食材を使いながら、子どもがより多くの食材に触れ、味わう機会を持てるよう工夫し、出汁のうま味を乳幼児期から覚えることにより、健康的な食嗜好を育むために、献立は和食を中心にします。

また、伝統的な食文化を伝えるために“おばんざい”を普段の献立の中にも取り入れながら、毎月1日と10日を「おばんざいの日」として、子どもたちや保護者に対して、積極的な情報提供を行います。

おやつは、手作りとするほか、週に1回、季節の果物を提供します。

（4）調乳・離乳について

「市営保育所における調乳・離乳のすすめ方」に則り行います。

家庭との連絡を密にとるとともに、保育所では月に1回離乳食会議を開催し、保育士と調理師が連携を密にして、一人一人の子どもの発育・発達に合わせて離乳食を進めます。

（5）食材の発注について

食材の産地や流通経路を調べ、良質で安心できるものを使用し、できるだけ旬の食材、国産品を選択します。また「給食材料発注マニュアル」に則り発注し、適切な価格を管理するとともに、検品の際は安全性、品質を確認します。

（6）冷凍母乳の受入れ

人間が子どもを母乳で育てることは生物学的に見て自然であり、乳児にとって最良の栄養です。乳児期から保育所に入所するときも、母親が冷凍母乳を利用することにより、保育を受けながらも母乳で育てられる一つの手立てとして受け入れます。取扱いについては、保育所保健のしおりに従い実施します。

(7) 食物アレルギー・宗教食等への対応

「市営保育所における食物アレルギー児や宗教食等で給食提供に配慮が必要な児童への対応の手引き」、各保育所のアレルギー・宗教食等対応マニュアルに基づき、各保育所でアレルギー会議を実施、保護者との連携をもとに除去食の対応をします。また、毎月1回、三大アレルゲンを含まない「みんな一緒やDAY」を実施し、どの子どもも食べられる献立を提供します。

(8) 衛生管理について

「市営保育所給食衛生管理マニュアル」に則り行います。

(9) 展示食について

保護者が具体的に給食内容を把握するとともに、家庭の食生活の参考にして、子どもの食生活の充実及び向上に役立つように、給食とおやつを毎日展示します。レシピの提供も行います。

(10) 試食会の開催について

保護者等が、保育所給食についての理解を深めるとともに、子どもの食生活の向上に役立つよう、給食と離乳食の試食会を実施します。

2 体づくりと健康管理

保育所において心身ともに健康でそれぞれの順調な発育、発達を保障できるように、日々の健康観察とその対応を熟知し、安全で清潔な生活環境を整えます。それらの業務は「保育所保健のしおり」「子ども達を感染症から守るために（京都市）」「保育所における感染症ガイドライン（厚労省）」に則り行います。

(1) 健康状態の把握

保護者からの子どもの情報をもとに、職員による日々の心身の状態観察や嘱託医等による定期的な健康診断、身体測定などにより、総合的に一人一人の子どもの状態を把握します。

ア 健康観察

子どもは症状の変化（悪化）が著しく早い等の特徴を念頭に置き、児童の健康観察は丁寧に行います。特に0歳児は身体機能の発達が未熟で抵抗力が弱いことを認識したうえで、朝の検温を保護者に行ってもらいます。

イ 午睡時の観察

「保育所保健のしおり」の「乳幼児突然死症候群（SIDS）」に則り、睡眠中は丁寧に観察し、チェック表に記入します。

- ウ 保育所の担当医による定期健康診断、身体測定、歯科健診
視力検査、耳鼻科検診、眼科検診、尿検査
子どもの発育・発達状態を把握し、疾病異常の有無を調べることを目的に
各健（検）診・身体測定を行います。また、結果を記録し保育に活用するよう
に努めるとともに、家庭に連絡し、必要に応じ保健指導を行います。
- エ 病欠児への対応
入所児の健康状態を把握するとともに、感染症流行の把握のために欠席の理由を
確認します。
- オ 子どもに多い症状（発熱・発疹・咳・嘔吐・下痢）の対応
保育中の上記の症状については「保育所保健のしおり」に則り行います。

(2) 環境の整備

- 抵抗力が弱く、自ら危険を回避できない乳幼児のために、各保育所において保健
委員を選出し安全で衛生的な環境の整備に努めます。
- ア 環境衛生
「安全・衛生点検表」に則り安全衛生点検を行います。
- イ 光化学スモッグ・PM2.5、及び熱中症警戒アラートの発生対応
上記の発生時には児童の健康観察を十分行い、外出を控える等の対応をします。
- ウ プールについて
「保育所保健のしおり」の「プールの安全管理」「プール活動・水遊びハンドブ
ック」「事故予防・事故発生時の対応手続き」各保育所の「プール活動マニユア
ル」に則り、子どもの健康状態の把握とプールの水質や衛生管理、安全面に留
意し、実施します。
- エ 怪我・事故の予防
「保育所保健のしおり」に則り事故予防や事故発生時の応急処置を行います。
また、事故報告、ヒヤリハット報告等により検証し予防に努めます。
- オ 身体清潔
夏の外遊びなどで身体が汗や泥で汚れたときは、シャワーを使い身体を清潔
にします。0 歳児は特に汗をかきやすく、発疹などのトラブルを起こしやすい
ので沐浴やシャワーで汗を流します。

(3) 健康に必要な習慣を身につける

- 子どもの発達過程に応じ、子どもたちが健康に関心を持ち、適切な行動がとれる
よう、家庭と保育所が連携を取ります。
- ア 保健指導

健（検）診等の結果を伝えるとともに、保健だより等を活用します。

イ 歯磨き指導

幼児を対象に虫歯予防のため、歯科衛生士による歯磨き指導を行います。
フッ化物洗口を順次実施しています。

ウ 与薬の相談

原則、薬は預かりませんが、やむを得ず保育中に与薬が必要な場合は、幼保総合支援室通知の「保育所における与薬への対応について」に則り行います。

Ⅳ 保育上の安全の確保および危機管理

子どもの健康と安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持・増進を図るとともに、安全で衛生的な環境の維持及び向上に努めることが大切です。そのためには、一人一人の子どもの心身の状態や発育・発達状態を把握し、それを踏まえて保育することが必要です。また、子ども自らが健康に関心を持ち、安全な生活を営む力を育てることが大切です。

更に、心身の育ちの土台となる体力づくりのために、体を十分使った遊びを積極的に取り入れることや、嘱託医やかかりつけ医等と連携を図り、感染症等の疾病予防や安全対策に努めます。

また、令和5年4月より、当該保育所を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画「安全計画」を策定しました。保育所等の設備の安全点検の実施に関すること、保育士等の職員や児童に対する、保育施設内での保育時はもちろん、散歩時の園外活動時などの施設外での活動・取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること、安全計画に係る取組等を確実にを行うための職員への研修や訓練に関することなどを計画的に実施します。

1 危機管理の重要性

成長・発達の過程では、歩けなかった子どもが歩き始めるというように、身体移動の自由を獲得します。また、転んだりぶつかったりといった『失敗』を通し、年齢相応の学習をし、精神的にも成長します。しかしながら、子どもは危険に対する判断力や安全に対する認識が未熟なため、常に危険（リスク）と隣り合わせです。保育所職員は、子ども一人一人を十分に理解し、健全な発達を保障し得る環境を整備した上で危険予測を行い、さらに事故はいつでも起こり得ることを認識し、事故予防及び危機管理に取り組みます。

事故とヒヤリハットの関係は、1つの事故の背景に29の軽微な事故、300のヒヤリハットが存在するという「ハインリッヒの法則」があります。各保育所でヒヤリハットの報告書や集計結果をまとめることで、ヒヤリハットをより身近に感じ、改めて事故予防へ繋がります。

2 日常の保育における安全管理

日々、子どもが安全でのびのびと楽しく遊び、生活できるよう全職員で安全に対する配慮と実践を行い、安心して安全な保育に取り組みます。そのため、日頃から子どもの観察（体調・動き方・息づかい・機嫌・表情・食べ具合など）に努め、一人一人の子どもや集団の特性を十分に把握し、職員全体で共有します。

また、日常保育の中で子ども自身が自分の身を守ることが出来るよう安全能力を育てるとともに、日頃から子どもに命の大切さを知らせ、年齢にあった安全能力を身につけます。

3 子どもの出欠状況の把握と安全確保

送迎時など保育提供時以外の時間帯においては、保護者と連携して子どもの安全を確認します。

また、長期欠席はもちろん、連絡が無く欠席した場合等、子どもの背景にある家庭環境等も踏まえ、保護者に連絡を取る等子どもの安全を確認します。また必要に応じて関係機関と連携を図り、子どもの安全確保を行います。

4 プライバシー保護と情報管理

保育所は、日々、個々の子どもや家庭と深く関わることから、様々な個人情報を管理するため、職員は日頃から守秘義務を遵守します。不用意に個人名を出したり、噂話をせず、京都市職員（会計年度任用職員・臨時的任用職員を含む）として職務倫理を理解した行動をとります。人権に配慮し、個人のプライバシー侵害にならないよう情報管理を徹底します。ホームページ掲載に際しては、「保育所ホームページ掲載等に係る個人情報取扱いに関する同意書」を保護者と取り交わし確認を取ります。

5 防災について

災害に対する職員の心構え及び災害発生に備える対策として、災害が発生した時に、どこに避難するかといった対応を記した各保育所の「消防計画」及び「安全計画」を作成し、毎月の避難訓練・消火訓練の実施など、「防災のしおり」に基づいて行動します。

あわせて、自然災害は想定外の規模で起こり得ることを意識して、柔軟かつ最善の対応ができるよう、的確に状況を把握することによって子どもたちを守ります。

6 防犯について

近年増加している子どもたちが巻き込まれる犯罪を防ぐために、不審者を想定した避難訓練（防犯訓練）などを実施し、職員の対応強化や子どもの防犯意識の向上、地域住民や地域の交番（駐在所）との連携を図ります。

7 緊急時の連絡体制

児童の怪我、事故、不測の事態、感染症や食中毒、災害発生時には、速やかに保護者、幼保総合支援室などの関係機関と連携を取り適切に対応します。保護者への連絡については、あらゆる手段を活用して連絡できる体制を整え、より速やかに確実に連絡するよう努めます。また、やむを得ず保護者が迎えに来ることができない事態に備え、必要な食糧備蓄等を行うとともに、引き渡しが終わるまで責任を持って預かります。

V 入所児童の保護者との連携・協力

子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが健やかに成長するためには、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てできるように、行政、地域、事業所など、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携と協力の中で子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。社会全体で子育てを支援していくという視点から、保育所も保護者との連携・協力、地域住民との連携を図ります。

1 保護者とともに

保育所は、保護者とともに子どもの成長を見つめ、喜びや悲しみを共有し、困ったことがあれば一緒に考えていきます。保護者の子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちに共感することを大切にします。

保育所は子どもにとって大切な成長の場であることを保護者に十分説明し、保育所の方針や内容について保護者と共有するように努めます。保育所は保護者が親として育つ場でもあります。日常の送迎時や懇談会などの機会に、保護者のニーズや悩みに耳を傾け、対話やおたよりなどを使い、子どもの成長する姿をともに見守っていることを保護者に感じ取ってもらえるように発信します

2 保護者への情報提供と説明

保育の方針や内容・危機管理等、保育所は保護者に対して説明をする責任があります。職員は、「何故こうするのか」「何故そうしてほしいのか」「何のために」「何を目指して」等の説明をします。

3 保護者からの意見、要望等

保育に関する意見・要望・苦情は職員及び関係機関と速やかに検討し、対応しますが、時間がかかる場合には、その旨を保護者に説明します。現状に置いて改善できないことは、事情と理由を丁寧に説明し、理解してもらうように努めます。

保護者からの苦情や指摘は、社会福祉法第82条の規定に基づき「苦情解決の手順」を定め、保育所の玄関に提示し、保護者の方々に知らせます。

Ⅵ 地域の子育て家庭への支援

子どもたちが健やかに成長するためには、行政、地域、事業所など、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携と協力のうちに子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。社会全体で子どもの育ちを支援していくという視点から、保育所は保護者との連携・協力、地域住民との連携を図りながら、そして保護者も地域住民の一員であることを踏まえ、すべての子育て家庭の子育てを支援します。

1 地域子育て支援事業

行政直営の保育所として、子どもの健全育成と子育て家庭の負担感等の緩和、及び地域全体での子育てを支援する基盤形成のため、身近な地域に開かれた子育て支援に係る社会資源として、保育の場を提供するとともに、保育士の専門的知識を活用し、全職員が次世代育成や世代間交流の視点を加えた事業を積極的に実施します。

(1) 園庭開放

在宅で子育てをする家庭に対して遊び、交流及び憩いの場を提供するとともに、幅広い世代の方々とのふれあいや保育士の乳幼児との接し方を知る機会を提供します。

(2) 子育て相談

地域で生活する子育て家庭の不安を軽減し安心感を得られるよう、保育士等が子育ての不安や悩みに対する幅広い相談を受けます。

(3) 子育て講座

親子が一緒に学んだり、文化に触れたりする機会をつくるために、子育てに関する知識や情報の提供を行います。

(4) 子育て情報の収集と発信

子育てや保育に関する情報を積極的に発信するとともに、保育士が持つ専門知識や身近な地域の子育て支援事業の情報発信等を行います。

2 地域子育て支援拠点事業

地域における子育て支援の充実を図るため、専任（兼任）の職員により、周辺地域の社会資源を掌握し、情報発信を行うとともに、各区役所、支所が行うネットワークの構築の補完的役割として、それらを実施する人材の育成や団体の支援を行います。

Ⅶ 保育の質の向上

「一人一人を主体として受け止め、主体としての心を育てる保育」の実践と、保護者や地域の子育て支援を推進するために、把握・分析・処理する力と専門的な知識や技術を身に付け、保育内容水準の維持向上に努めます。また、業務に対する意欲や広い視野と豊かな

な人間性を持つ職員を育成します。

地域型保育事業所・認可外保育施設等へも積極的に研修参加を働きかけ、京都市の保育の質の向上を図ります。

1 保育内容

「一人一人を主体として受け止め、主体としての心を育てる保育」とは、すべての子どもは自分の思いや心を持っており、その子ども一人一人の思いや心を受け止め尊重し、子どもが自分らしく生き、かつ、周囲の人と共に生きる姿勢を培うことが出来るように保育を営むことです。

そのような保育を実践するうえで最も重要となる「心を育てる営み」、あるいは「心と心をつなぐ営み」は目に見えないものであり、また、直接子どもに関わっている保育士が自ら感じ取ることが出発点であります。エピソード記述によって保育の一コマを描くことで、目に見えない心の営みを他者に伝え、目に見えない子どもの心の動きを捉えます。そのエピソード記述をもとに、エピソード記述検討会をすることで、すべての職員で検証、討議、確認し合い保育の質の向上を図ります。

2 各種研修

公的機関として、保育所保育指針や「京都市営保育所 保育の計画（全体的な計画）」に示された保育所の役割と社会的責任を果たすため、計画的、継続的に研修を実施し、研修を通して職員一人一人の専門性及び資質の向上を図り、積極的に保育内容及び保育水準の向上並びに子育て支援を推進します。

（1） 幼保総合支援室研修

令和3年9月には、これまで保育士が担ってきた役割や果たしてきた実績を踏まえ、将来に保育士が担っていく役割、職種を見据え、保育士が子どもの最善の利益を図るとともに子育て支援の担い手として活躍できるよう「京都市保育士人材育成計画」を策定しました。

ア 役職研修（保育所の管理・運営及び職員指導、保育所の果たす役割等）

所長研修、副所長研修

イ 階層別研修（経験年数ごとの市営保育所の保育士としての果たす役割と資質及び知識の向上）

新規採用保育士研修、保育士3年目研修（保育経験3年目）、保育士中堅期前期研修（保育経験9年目）、保育士中堅期後期研修（保育経験15年目）

ウ 業務所管研修（各専門分野における保育の知識と技術の向上）

（ア） 保育分野別研修（乳児保育担当者研修、幼児保育担当者研修、障害児保育担当者研修、造形研修、保育の実践に関する研修、絵本研修）

（イ） キャリア保育士研修、保育者研修、地域子育て支援に関する研修、保育施設障

害児等保育研修

エ その他の研修

会計年度任用職員研修、臨時的任用職員研修、調理師研修

*参照「市営保育所職員研修体系表」「市営保育所幼保総合支援室研修内容」

(2) 派遣研修

全国規模の研修や他機関の研修に参加することにより視野を広げ見識を深めます。

(3) 職場研修

保育所業務に必要な知識、技術等の習得向上と各保育所における保育課題の解決を図ります。

(4) 自主研修

上記に加えて、職員同士が同じ課題をもち共に学び合います。

3 保育所巡回指導

(1) 専門家による保育所巡回を受け、地域や家庭との連携の状況及び保育内容から、一人一人の子どもが豊かに育つ保育所生活が営まれているか等について、具体的な助言及び指導を受け、保育の課題を明確にとらえ保育の質の向上を図ります。

(2) 幼保総合支援室による保育所巡回指導として、保育担当課長が保育所に訪問し、保育所の課題や保育の状況を知り、意見交流や助言等を行い、各所の課題や保育展開に向けて取組方法・保育の方向性を共に考え、保育の質の向上を図ります。

4 保育の計画（全体的な計画）

「京都市営保育所 保育の計画（全体的な計画）」に基づき、保育の目的・目標を達成するために各保育所において保育の計画（保育課程及び指導計画）を作成します。

5 保育所評価

(1) 第三者評価

第三者評価を年次計画的に全市営保育所が受診し、適切な保育所運営を行っていきます。

(2) 自己評価

保育所の保育・教育全般において現状を評価することで、実践を振り返り改善点などの課題を把握します。「保育所における自己採点・自己評価」を用いて評価することで、次年度の保育計画に活かします。

また京都市営保育所版保育環境評価スケール、自己評価チェックシート等を用いて、

評価を実施することで保育の質の向上を図ります。

Ⅷ 災害時の市営保育所の役割

京都市の方針に則り、下記の行動に取り組みます。

- 1 災害発生時には、行政の保育施設としての役割を果たします。
- 2 市営保育所にて勤務する職員は、京都市の要請に応じた公務員としての役割を発揮します。

おわりに

本「保育のガイドライン」を作成したことで市営保育所の保育水準を担保し、保育の質の向上を目指します。保育所職員には、日々の保育で大切にすることを確認するためのものであり、市民には、京都市営保育所の保育を示し、知らせていくものとしします。

各保育所においては、本「保育のガイドライン」に基づき、「保育の計画（全体的な計画）」を策定し、日々の保育を実践することとしています。

なお、今後、保育を取り巻く環境や状況等の変化に合わせ、本「保育のガイドライン」は順次改定していくものとしします。

保育のガイドライン参照資料について

参照資料名	幼保総合支援室通知文 ファイル	その他
京都市営保育所 「保育の計画」	I-1	
健康長寿のまち・京都食育推進プラン		京都市平成 28 年 3 月発行
「乳児の育児行為への保育士の丁寧な 関わりについて」 「育児行為の指導のポイント」		京都市営保育所長会 平成 22 年度研究報告書 平成 25 年度研究報告書
京都市営保育所における 室内遊びの環境構成		京都市営保育所副所長研究会 平成 25 年度報告書
市営保育所における調乳 ・離乳のすすめ方	O-3	令和 3 年 1 月改正
給食材料発注マニュアル	O-3	平成 23 年 10 月改正
市営保育所における食物アレルギー児 や宗教食等で給食提供に配慮が必要な 児童への対応の手引き	L-3	幼保総合支援室 平成 29 年 10 月改正
市営保育所給食管理衛生マニュアル	O-3	平成 29 年 4 月改正
保育所保健のしおり		幼保総合支援室 平成 31 年度改正 (ピンクファイル)
SIDS の予防	L-12	幼保総合支援室 保健のしおりに記載
プールの安全管理		幼保総合支援室 保健のしおりに記載
プール活動・水遊びハンドブック		幼保総合支援室 平成 27 年度作成
事故予防・事故発生時の対応手引き		幼保総合支援室 平成 28 年度作成
保育所における与薬への対応について	L-12	
防災のしおり	A-4	
苦情解決の仕組み	C-2	
市営保育所幼保総合支援室研修内容	P-2	